

第 85 回広島県森林審議会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 19 日（火） 14 時 00 分から 15 時 30 分まで
- 2 場 所 広島市中区基町 10-52
広島県庁北館 4 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 一場委員、大内委員、加藤委員（オンライン）、小林委員
里見委員、竹内委員、堀川委員、正本委員、村田委員（オンライン）（9 名）
- 4 諮問事項
（議案 1）江の川上流森林計画区の地域森林計画の樹立について
（議案 2）高梁川上流、瀬戸内、太田川森林計画区の地域森林計画の変更について
- 5 担当部署 広島県農林水産局 林業課 森林企画グループ
TEL (082) 513-3683（ダイヤルイン）

（井福参事）

ただ今から、第 85 回広島県森林審議会を開催させていただきます。

本日の司会進行をさせていただきます、農林水産局林業課の井福でございます。どうぞよろしくお願いいたします。開会に先立ちまして、川崎林業振興担当部長からご挨拶申し上げます。

（川崎部長）

林業振興担当部長の川崎でございます。広島県森林審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、心より感謝申し上げますとともに、日頃より本県における森林・林業・木材産業行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、去る 6 月には、地域森林計画の変更について書面審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。

さて、本日の審議会では、諮問事項として、江の川上流森林計画区の地域森林計画の樹立及び高梁川上流森林計画区ほか 2 計画区の地域森林計画の変更についてご審議いただくこととなります。昨年度は、国において令和 5 年 10 月に策定された「全国森林計画」の方針と整合させるための変更を中心にご審議いただきました。今回は、森林調査の現況結果に基づく対象森林区域の修正とともに、人工造林の指針におけるスギ・ヒノキ植栽密度について、現状で最小ヘクタール当たり 2000 本としているところに 1500 本植栽を追加して、再造林・保育の低コスト化の選択肢を広げることとするなど、新たな情勢変化を踏まえた見直しを行いたいと考えております。委員の皆様方からは、専門的な視点で、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

最後に、本日は限られた時間ではありますが、本審議会が活発なご議論により有意義なものとなることを祈念いたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(井福参事)

議事進行につきましては、広島県森林審議会運営要綱第3条の規定により、会長は審議会の議長となり議事を整理するとされておりますので、これより先は、小林会長にお願いしたいと思います。

(小林会長)

委員の皆様には、大変お忙しいところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。限られた時間ではございますが、審議会を円滑に進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から出席者数の報告と委員の紹介をしてください。

(井福参事)

本日、現在の出席の委員は9名です。委員総数11名の過半数、6名以上のご出席をいただいておりますので、この審議会は成立しております。

続きまして、本日出席いただいております委員の紹介をさせていただきます。

広島森林管理署長につきましては、令和6年4月1日付で異動がございました。これにより新たに里見委員が就任されておりますのでご紹介します。

広島森林管理署長の里見昌記委員でございます。

(里見委員)

4月から広島森林管理署長を拝命しました里見と申します。森林審議会に久々に出席しますので緊張しておりますが、専門的な立場から助言できればと思っております。よろしくお願いいたします。

(井福参事)

その他の委員の皆様につきましては、お配りしております名簿順でご紹介をさせていただきます。

有限会社一場木工所代表取締役の一場未帆委員でございます。

広島県生活協同組合連合会理事の大内佳子委員でございます。

公立大学法人福山市立大学教授の加藤誠章委員でございます。加藤委員はオンラインでの参加となります。

広島県森林組合連合会代表理事会長の小林秀矩委員でございます。

一般社団法人広島県木材組合連合会会長の竹内徳將委員でございます。

中国木材株式会社代表取締役会長の堀川智子委員でございます。

みずえ緑地株式会社代表取締役の正本大委員でございます。

広島県公立大学法人県立広島大学准教授の村田和賀代委員でございます。村田委員はオンラインでの参加となります。

なお、三次市長の福岡委員、福田事務所公認会計士の福田委員におかれましては御欠席でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

川崎林業振興担当部長です。

野上林業課長です。

小谷森林保全課長です。

栗栖林業経営・技術担当監です。

白石治山担当監です。
紹介は以上になります。

(小林会長)

ありがとうございました。それでは議事に入る前に、本日の議事録署名者の指名をさせていただきます。大内委員と里見委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(両委員)

はい。

(小林会長)

それでは、次第に従いまして、森林保全部会の部会員と部会長の指名に移りたいと思います。事務局から説明してください。

(野上課長)

本県におきましては、広島県森林審議会運営要綱の規定により、森林法に基づく開発行為の許可に関する事項等について、森林保全部会が分掌することとし、部会の決議をもって総会の決議とすることができるとされております。また、森林法施行令に基づき、部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てるとされています。昨年度の審議会において、加藤委員には部会長を、小林会長、正本委員に部会員をお願いしているところですが、広島森林管理署長の交代に伴い、里見委員に新たに部会員をお願いすることとしたいと考えております。

(小林会長)

今、事務局から提案のあった部会長と部会員について、ご異存はございませんでしょうか。

(里見委員)

謹んでお受けしたいと思います。

(小林会長)

ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。それではただいまから、本日の議題につきまして、知事から諮問をいただきます。

(川崎部長)

知事からの諮問は、私が代読いたします。

広島県森林審議会会長様

地域森林計画の樹立及び変更について、江の川上流森林計画区の地域森林計画の樹立及び高梁川上流、瀬戸内、太田川森林計画区の地域森林計画の変更について、森林法第6条第3項の規定によって貴会の意見を求めます。

令和6年11月19日広島県知事

よろしくお願いいたします。

(小林会長)

諮問事項をお受けしましたが、その前に、事務局から、冒頭に今日の審査会の進行を説明した上で諮問書につきましての説明をお願いいたします。

(井福参事)

本日は諮問事項といたしまして、地域森林計画の樹立及び変更について、ご審議いただきます。まず、地域森林計画の樹立及び変更の概要について説明させていただいたうえで、個別記載事項の一つである低密度植栽体系の導入についてご説明します。

なお、今回の各地域森林計画の樹立及び変更案につきましては、10月10日から11月5日までの26日間、縦覧を行うとともに、近畿中国森林管理局長、関係市町長に対して照会をしておりますが、意見の申し立てはございませんでした。それでは、説明に入らせていただきます。

(森林企画G)

【スライドにより説明】

○地域森林計画の樹立及び変更の概要について

- ・(議案1) 江の川上流森林計画区の地域森林計画の樹立について
- ・(議案2) 高梁川上流、瀬戸内、太田川森林計画区の地域森林計画の変更について

(木材生産G、林業技術担当)

【スライドにより説明】

○低密度植栽体系の導入について

(小林会長)

説明について何かご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(堀川委員)

ヘクタール当たりの植林コストを考えるとという意味では、推奨されていることもあり、今の再造林率を考えるとやむを得ない面もあるとは思いますが、一方でマイナスの面もあると思います。例えば、元々3000本植えていたのは活着率の問題があつて多めに植えていたとか、国産材では該当するか分からないですが、できるだけ上に伸ばすためにある程度密度があつた方が良いとか、先ほど無節があまり高く売れなくなったということでしたが、節はどんな材でも欠点の側面は残ると思います。また、ヘクタール当たりコストは下がっても、売れる本数が減れば最終的に収穫できる材の量も減ってしまうのではないかと、最終的に今後の収穫量当たりコストで考えて効果があるのか。それから、最近の造林が進んでいないことの問題の一つに二酸化炭素の吸収が進まないこともあると思いますが、低密度にすることで吸収がそんなに遜色なくできるものなのか、そういった点が素朴な疑問としてありまして、何か結果として出ているものがあれば教えてください。

(黒田主査)

ご指摘は、植栽本数が少なくなる際のマイナス面、特に活着率や生存率について、それからある程度の密度があることで樹高が伸びやすくなるのではないかとということでございました。確かに植栽本数が少なくなると不安定な理由で本数が減るという不安もございます。低密度植栽を進める上で森林組合や林業事業体の方が一番心配されているところでございます。広島県でも地位の悪い場所については、なかなか林分が閉鎖しないという課題もございます。そのような場所については、無理に低密度植栽を進めるようなことはせず、地位が良く樹高の伸びが良い場所、3000本植えるとすぐ間伐をしなくてはいけなくなるような場所について、様子を見ながら皆さんに普及していく必要があると考えております。

また、本数が少なくなることによって枝が大きくなり、枯れ枝や節がでやすくなり、それが抜け節になり、欠点材になるといった課題もあると思います。それについても様子を見ながら、研究データなどを踏まえながら、慎重に進めていきたいと思っております。

また、収穫できる材については、これまで樹高15mくらいで一回目の柱取りの収穫ができましたが、1500本植栽になるとそこができなくなります。総収穫量からいうと確かに僅かに減りますが、今のところ採算の合わないような間伐でございしますので、そこについてはあまり心配の必要がないと考えております。二酸化炭素吸収量につきましては、収穫材積が間伐一度分少なくなる点がウィークポイントになるのかなというところでございます。

(川崎部長)

新しいことを始めていく場合には、ご心配のお気持ちというのも出てくるとは思いますけれども、低密度植栽をしなくてはいけないというのではなく、あくまでも選択肢が広がるということでございます。現地の状況や、森林所有者の意向が重要となりますので、ご理解を得ながら取り組んでいきたいと考えております。

(野上課長)

補足いたしますと、地位につきましては概ね県北に行くにつれて地位が高く、南部に行くとも地位が低くなります。説明の中で県北はスギ・ヒノキの人工林が多く南部はアカマツが多いとありましたが、北部は地位が高い適地なのでスギ・ヒノキを植えてまいりました。本数と高さの話がありましたが、林学的には、地位によって40年生時の高さが決まってくると言われております。そういう意味では、本数によらず地位によって高さがでるということなので、そこは心配ないかと思います。

また、森林として上を見たときに空間がほとんど無くなるような状態のことを鬱閉した状態と言いますが、本数が少ないと枝が張って鬱閉しにくくなるので、地位が低いところではあまりお勧めできません。北部の地位が高いところで、本数を少なく植えることを勧めるということで考えております。

その上で、所有者の選択肢を広げ、将来どういう材を生産したいのかということが所有者さんの心の中にあると思いますので、あくまで昔ながらの化粧材を採るような山づくりをしたいというような方であれば、本数を少なくすることはお勧めしませんし、良いものよりも早く収穫したいとか、あまりコストを掛けずに山づくりしたいとか、そのようなニーズに対しては、このような1500本を勧めて行くのが良いのではないかと考えております。

(堀川委員)

たいへん勉強になりました。ありがとうございます。

(小林会長)

その他ございますか。村田先生何かありますか。

(村田委員)

確かに庄原など見ると、きちんと再造林されていないところがあちらこちらに見掛けることがあります。コストを掛けずにできるのなら再造林したいという山主さんの意向に対して低密度にすることは理解できますが、売る時になって材の質があまり良くなく値段が低くなるようなことについては、どう理解したらいいのかが気になるところです。

(小林会長)

ありがとうございます。どうですか。クオリティの問題です。

(黒田主査)

先ほど国の評価に触れましたが、国によるこれまでの文献調査の結果でいいますと、1500 本以上であれば材質に影響は見られないという結論になっております。ただ、現実の広島の場合はどうかということもございますので、そこは慎重にと思っております。

(小林会長)

クオリティについては、問題がないというふうに言われましたので、ご心配なさらないように。

(村田委員)

分かりました。継続して林業していただきたいと思っています。

(小林会長)

ありがとうございます。加藤先生何かありますか。

(加藤委員)

低密度植栽の現状は分かりましたが、これに伴うデメリットはあるのでしょうか。説明されていたら大変申し訳ないのですが、少し音声聞こえていませんでしたので確認させてください。

(黒田主査)

1500 本のデメリットということですが、本数が少なくなるとその分、枝の張りが良くなります。その枝が大きくなることで節が大きくなり、枝が枯れた後で抜け節になりやすい、そういったところで材質低下の可能性はあります。

(加藤委員)

ありがとうございます。私だけが理解してないのなら問題はないのですけれども、そういった変化が

当然ある中で新しい選択肢を出されていますので、林業をされる方にとってもどういった変化があるかというところも併せて提示するようなことがなされていると望ましいのではないかと感じました。

(野上課長)

説明の中で、枝が発達してきて、それが枯れて落ちると抜け節になるという話がありましたが、これは密度に応じず、込み合ってくると下の方の枝からだんだん枯れていきます。密度によるのは、枝が発達しすぎて太い枝になるというのはあると思います。つまり 3000 本で植えると横の木が近いので枝が張りにくく太い枝にならないが、1500 本だと間隔が広いので枝が発達しやすいといったところです。きちんと枝打ちをしなければ、特にヒノキなどは、ずっと残った状態で枯れた枝が落ちず、その結果、大きな死節になる可能性があります。そこは密度が多かろうが少なかろうが手入れをしなければ同じことにはなるかと思います。施業の中の一つに枝打ち作業がありますので、それをすれば防げると思います。

(堀川委員)

ただ枝打ちこそコストがかかるので、今はやられないことが多いのではないかと思います。密植にした場合は、ある程度、枝が落ちたり太くならなかったりすることから、材質には少なからず影響が出そうと思っております。

(川崎部長)

密度に関わらず枝はありますので、密植であったとしても枝を落としていくのが一番だと思います。また、密植であれば途中で間伐もしなければいけないため、手を入れる部分が増えるところです。どこで手とお金をかけて育て上げていくか、最終的な収入も見ながら最適にやっていかないといけないと思いますし、そのバランスは必要かと思いますが、1500 本にすることによって途中の手入れを掛けないという選択肢もあり得ますので、そこは状況に応じて丁寧に進めていく必要があると思っております。

(大口主査)

枝打ちについては 3000 本植えも 1500 本植えも実施するものだと考えております。除伐の際に枝打ちをすることで、ある程度の枝張りを抑えることができいくのではないかと考えております。

(堀川委員)

今も枝打ちは結構やられているものですか。

(大口主査)

ある程度やっておりますが、昔のように 8 m まで枝打ちするということではなく、基本的には 4 m 程度のところで止めている状況でございます。

(小林会長)

他にご意見があればどうぞ。

(里見委員)

うちの山にこの低密度の試験を実施しているところがあり、丁度昨日、高知県からお客さんが来て案内したところです。54年生と53年生といった、全国でも珍しい高齢級の3000本植え・2000本植え・1500本植え・1000本植の試験地が偶然にも残っておりまして、今年は4月から6回くらいお客さんを案内していますが、貴重なサンプルということで全国からお客さんが見に来られます。その時に皆さんにご説明するのですが、結論から言うと、どの山も立派な森林にはなっています。ただ、よく見ると育て方が違うので同じ山、同じ木にはなっていません。3000本は3000本の山になっているし、1000本は1000本の山になっています。それをどう評価するのはそれぞれ考え方があって、戦略にもよると思います。50年前ですから、下刈りなども丁寧に行っていて、低密度植栽をコストをかけない施業とすると、条件が違いますので、良いサンプルとは言いにくいところです。十分な事例がない中で低密度植栽を広めていくには、慎重な判断が必要で、メリットデメリットをちゃんと明らかにした上で選択することが必要かと思います。

3000本の次は2000本だ、2000本の次は1500本だと実施しているところですが、そんな単純な話ではなくて、やはり技術的な面を疎かにすると山にしっぺ返しを喰らうんじゃないかと、国有林の中でも議論が分かれているところです。2000本が限界と言う人もいれば、まだまだいけると言う人もいます。

事例がないので直ちに判断するのは難しいとは思いますが、資料9ページの図の3000本植えと他の本数の違いを見ると、3000本ではなるべく混みすぎないように密度管理しますが、他の本数ではレッドゾーンに一度もいかないまま成林してしまうケースも極端な場合にはあります。そうすると、ゆとり教育ではないけれど、全然競争をせずに育つというのは、そもそも木の生育が違ってくると思いますので、密度管理を全然しないということは、これまでの常識を変えないといけないのではないかと、今までの施業の延長線上でただ本数を減らすだけでは何か限界があるのかなという気がしております。その辺りも含めたうえで、低密度で植えて試験していけば、違うアプローチも出てくるのではないかと考えております。これは個人的な意見でございます。

(小林会長)

署長のご意見に対して何かないですか。

(野上課長)

実際に取り組まれている、また日々考えてられることについてお聞かせいただきましてありがとうございます。説明の中でもまだはっきり言えるところ、言えないところ多々ありますので、情報交換をさせていただきながら進めてまいりたいと思いますので、選択肢を広げるという意味でよろしく願いいたします。

(小林会長)

ありがとうございます。正本さんは節についてどう考えられますか。

(正本委員)

先ほどの枝打ちの作業をされるかどうかということにかかってくると思うので、おのずと光が当たるようになったら枝が太くなる、その頻度が上がってくるのかなと思います。その辺りの情報をしっか

り出していかれるということが、一番改良になるのかなというふうに考えます。

一つ質問がありまして、今回は 1500 本を目指していかれるということですが、島根や山口が 1000 本を進めている中で、広島としてどの辺りを目指してらっしゃるのだろうか。

(小林会長)

最終的に 1500 本で終わるのか、1000 本までいくのか。

(黒田主査)

はい。当面は 1000 本植栽の技術指針を作るつもりはございません。今回は 1500 本植栽を追加でメニューに加えるといったところでございます。

(正本委員)

ありがとうございます。

(小林会長)

どうですか、竹内さん。

(竹内委員)

コストのことですね。広島県の再造林率は全国では少ないのではないですか。コストを下げて再造林率を上げていくのが大事なことはないかと思いますが、再造林率の目標を提示していただけますか。

(大口主査)

広島県におきましては、過去 5 年間の平均では、35%程度の再造林がされているという調査結果となっております。今後、集約化した施業地におきましては 100%再造林できるような体制を作っていきたいと考えております。

(竹内委員)

どこかで 20%くらいの数値があったのではないかと思います。

(大口主査)

以前は低い状況もありましたが、今のところは 35%程度あると考えられます。

(小林会長)

大内さん。消費者の視点からいかがですか。安い方がいいのだろうけど。

(大内委員)

「安かろう、悪かろう」はちょっと。やはり国産のものを求めるのに、「悪かろう」はないと思います。国産はどうしても外国産より良いものというイメージがあるので、そこは最低限のレベルというのは押さえていただきたいと思います。それが海外の安い材とどういう競争になるのかとか、そういうものに

については、素人なので分からないですけれども、県産材や国産材というものに対しては、消費者は多分ある程度の安心感のようなものを求めていると私は思います。

(小林会長)

自信を持って生産できるかどうか。

(黒田主査)

慎重に実施していける方と連携を取りながら、問題が起きるようであれば報告をさせていただき、課題解決に向けて考えていきます。当面は 1500 本植栽に加え、再生林をしない選択枝を減らしていける方向で進めていきたいと思っています。

(大内委員)

すいません。地位の高い低いについて教えてください。

(黒田主査)

広島県の地位は樹高の伸びで表されることが多いです。広島県の樹高の伸びを 3 パターンに分けて 1 等地・2 等地・3 等地と私たちは呼んでいます。1 等地で一番影響があるのが土壌ですが、斜面の向きや地質など様々な要因があり、そのような要因を含めて樹高の伸びが良いとしています。樹高の伸びは密度に関係ないと先ほど課長が言われましたが、その通りでございまして、厳密に言いますと 1 万本になりますと数 10 cm は違った、という研究論文があるのですが、基本的に樹高の伸びはほぼ地位によって影響を受けるということでございます。

(小林会長)

漢字で書くとどういう字を書くのですか。

(黒田主査)

土地の「地」に位置の「位」で、「地位」です。

(大内委員)

分かりました。簡単に言うと、県北は土地が豊かで、南は痩せている土地だということですね。ありがとうございます。

(小林会長)

一場さん。ご意見がありますか。

(一場委員)

私は父の代より小径木でフローリングを作っていました、途中で小径木が入らなくなった時に、私はその時全くの素人だったので、他のものでできるのではと思っていたら、小径木だからこそ生節で使えるということだったのです。今回のように、だんだんそういったものが無くなってくると、節があ

っても抜け節が少ないフローリングというのはなかなかできない。

主伐による柱材生産にしたときに、節があっても付加価値化できるもの、例えば家具などでは死節が入っているものはダメかもしれないけれど、何かもう少し付加価値化できるものに変えていければ良いと思います。チップにして良い材と良い製品の間、うちではよく丁度良い節のものが欲しいと依頼されますが、抜け節のないものはとても難しいです。うまく使えて賢い消費ができるとか価値を高められるような、どういう材ができて安定的に全て利用できるよう、製品開発に少し力を入れてもらえると良いなと思います。

(小林会長)

間伐材が少なくなるからその辺はどうかということですが、どうでしょうか。

(黒田主査)

ご指摘の通り、植栽本数が少なくなれば小さい径のものが少なくなります。

(大村主査)

製品開発に関してのご要望といいますか、ご意見をいただきましたけども、我々は製品開発に取り組んでまだ3年目ではございますけども、5か年計画などで着地点を示していただけるようなものであれば研究段階でも審査はさせていただきますし、そういうものを採用することは不可能ではないと考えておりますので、そういったものもぜひ採択して、新しい製品に繋げていただければと思っています。

また、様々な径の木材についてですが、今回は1500本というところで議論になっていますが、既に植栽された色んな齢級の資源が県内にございますので、そこをいかに欲しい方々に必要な量だけ届けていくかということは、情報収集をして次の流通の取り組みに繋げていきたいと思っております。

(一場委員)

ありがとうございます。

(小林会長)

ここだけは言っておきたいとことがありましたら、最後にお願いしたいと思います。

(一場委員)

昨年度は、40万立米生産の達成もされ、今は量が増えてきたということですが、広島県として主にどこで消費をしてもらうのかというのが、毎回ぼんやりしているのですけれども。消費地は広島県内がメインなのですか。島根などは、大阪での消費にかなり積極的に動いておられるのをよく目にするのですが、広島県は動いているようにあまり感じないのですが、どのようにされているのか。

(山元主査)

県産材につきましては、住宅支援事業を取り組んでおりまして、県内でも県外でも住宅を県産材で建ていただければ、補助をさせてもらっています。ですので、県の内外問わず支援の対象としておりますので、とりたてて県内だけと限ってはおりません。

(小林会長)

40 万立米のうち、何割がこうなったとか分かりますか。

(黒田主査)

木材流通調査によると、40 万立米のうち約 15 万立米が県外に流れています。特に一番多いのが島根県、それから岡山県、愛媛県、兵庫県、鳥取県、その他となります。

(一場委員)

都市部では非住宅の方に地域材を使用する協定を組まれているところを見かけますが、そういう計画はないのですか。

(大村主査)

県外の自治体との協定につきましては、広島県以外の市町村では、例えば川崎市などの事例があります。県内ではまだ事例がないのですけれども、そのような地域毎の取組において、首都圏や関西圏で地元の地域材を使っていきたいという要望があれば、それは我々も間を繋ぐ調整などをさせていただきたいと思いますが、現時点では、県として他の都道府県や市町と協定を結ぶという計画はありません。

(野上課長)

木材の動きには丸太の段階と最後の消費者が使う段階とがございます。丸太の段階では先ほど黒田が申したように約 15 万立米が県外に流れておりますが、消費の話ですと広島県は着戸数はある程度あり、8000 戸ほど建っていることから、住宅支援の話もありましたが、まずは近いところで売っていくのが基本だろうと考えております。川崎市は大都市ですね。近県の島根県や高知県などは地元の消費が小さいので、生産した木材を他県に売っていきます。広島の場合は、人口規模はそんなに大きくはないけれど、まあまあの消費なので、まずは住宅にしてもその他にしても県内で売っていくということです。しかしながら、この先着戸数が落ちてきて、作ったものが県内で消費しづらくなってくれば、当然、製材工場さんとか住宅メーカーさんと連携して、他県に売っていく取組も住宅支援の中にも組み込んでいますので、そういう認識をしてもらえたらと思います。

(一場委員)

ありがとうございます。

(野上課長)

大内委員から、消費者目線で見ると品質の良いものをという話がございました。節が抜けて穴の開いた材があるなどの話題からそう感じられたかと思いますが、県内は非常に優秀な製材工場さん、集成材工場さんがおられて、品質的にはまったく問題のないものが供給され、それで家が建っております。先ほどの話題は、仮に材料としてそういう丸太だと使いにくいよねという、仮定の話だにご理解していただけたらと思います。

(大内委員)

分かりました。

(小林会長)

多岐に渡ってのご意見ご質問をいただきまして、誠にありがとうございました。予定した時間がそろそろまいますので、意見をとりまとめたいと思います。

議案は、事務局の原案のとおりで適当である旨を答申するということで、よろしゅうございますか。

(各委員)

はい。

(小林会長)

ありがとうございます。全会一致で異議なしということでございまして、議案は適当である旨を答申したいと思います。

なお、答申書の作成にあたっては、会長に一任していただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

(各委員)

はい。

(小林会長)

皆様には、終始、熱心にご審議をいただき、また、議事運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。事務局におかれましては、本日、皆様方からいただいた意見を踏まえていただき、今後の施策を進めていただきたいと思います。

それでは、以上を持ちまして、本日の審議会を閉会したいと思います。進行を事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

(井福参事)

ありがとうございました。それでは、川崎林業振興担当部長から、閉会にあたりご挨拶を申し上げます。

(川崎部長)

委員の皆様には長時間にわたり、たいへん熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。委員の皆様から様々なご意見をいただき、今後の林務行政の参考にさせていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

(各委員)

ありがとうございました。